

県立学校長 殿

教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)
教育庁文化財課
課長 諸見 友重
(公印省略)

警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用指定期間中（4月12日～5月5日）における部活動について（依頼）

本県新型コロナウイルス対策本部会議において警戒レベルが第4段階に引き上げられるとともに、まん延防止等重点措置適用指定地域として本島内9市が指定されております。警戒レベル引き上げに伴い、県立学校における部活動につきましては、感染症拡大防止の観点から慎重な対応をお願いします。活動を行う場合は下記について留意してください。なお、今後、状況に変化があった場合は、対応の変更等、改めて通知します。

記

【部活動の実施にあたって】

- ※ 地域の感染レベル全てにおいて、発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
- ※ 地域の感染レベル2以上において、同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）

【全県立学校】

- 1 平日の活動時間は90分以内とすること（個人練習を含む、早朝練習は行わないこと）。土日休日は2時間程度（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）にとどめてください。※活動時間は、校内外問わず1日の総活動時間とします。
- 2 期間中、県内外における、練習試合や合宿等については、行わないこと。
- 3 県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。

【レベル3②の県立学校】

- 4 土日休日の活動については、必要最小限の人数で2時間以内とする。
- ※ 合同チームによる部活動も上記のとおりとします。
 - ※ 上記記載（1～4）の事項について厳守願います。
 - ※ 各県立学校の感染レベルについては毎週発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について」及び別紙1-2を確認すること。
 - ※ 地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行ってください。

添付資料

- 【別紙】警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用地域指定期間中における部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方

警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用地域指定期間中（4月12日～5月5日）における部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方

1 部活動の実施にあたって

※ 地域の感染レベル全てにおいて、発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。

※ 地域の感染レベル2以上において、同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。

- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）

2 留意事項

「3つの密（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声（密接））が同時に重なる場」を徹底的に避けること。

※ 1つ1つの条件が発生しないように配慮することが望ましい。

（1）活動場所について

- 可能な限り、屋外で実施すること。
- 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で実施する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
（例）・常時、入り口や窓を開ける。
 - ・休憩時間毎に2方向のそれぞれの窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズ）を広く開けて換気を行う。
 - ・天候や人の密度等により異なるが、少なくとも1時間に1回程度換気を行う。

（2）活動内容について

- 沖縄県教育委員会から発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策」（別紙1-1、1-2）に基づき実施すること。
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更するなどの工夫をすること。
- 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や、手の届く距離に集まらない等の工夫をすること。
- 活動の際は、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負荷がかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止等には十分に留意すること。

（3）用具等の共用について

- 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けること。

- 活動で使用する用具等は、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しをしないこと。（例）コップ・スクイズボトルの共用は避ける。

(4) マスク着用について

- 原則として運動部活動中においては、マスク着用は必要ありません。ただし、ミーティングやベンチ待機中等の密な状況（身体的距離が十分に取れない状況）ではマスクを着用すること。
- 文化部活動においては、飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、できる限りマスク着用することが望ましい。楽器演奏等でマスクを外す場合でも演奏等終了後はすばやくマスクを着用すること。
- 生徒（保護者）がマスク着用を希望する場合は、適宜対応すること。
- マスクを着用する場合は、熱中症や呼吸困難等による体調不良等の発生がないよう、適宜マスクを外したり、水分補給や休息をとるなど工夫すること。

(5) 手洗いについて

- 様々な場所にウィルスが付着していることを想定し、こまめに手洗いを行わせること。※流水と石けんで手洗いを行わせることが望ましい。
(例)・練習の前後や休憩時間
 - ・活動場所を移動する際
 - ・用具等を共用した場合

(6) 部室・更衣室等の利用・換気等について

- 部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
- ドアノブ等、適時、共用部分の消毒に努めること。

(7) 部活動での登下校時の注意喚起について

- 密接・密集にならないよう注意喚起すること。（例）肩を組んで歩く等。
- 終了後は、会食等をせずに、速やかな帰宅を促すこと。
- マスク着用を徹底すること。

3 その他

- (1) 参加生徒や顧問等が感染者・濃厚接触者に特定された部活動については、健康観察、感染症対策を十分に講じた上で、下記（2）（3）（4）を踏まえ実施すること。

但し、感染者又は濃厚接触者が多数と判断される場合は活動を一時停止する場合もある。

- (2) 活動時間や休養日について、沖縄県教育委員会「運動部活動等の在り方に関する方針」「文化部活動等の在り方に関する方針」を基に、各学校の定める「部活動等の活動方針」に準拠すること。

- (3) 感染拡大防止の観点から短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。